

医師の働き方改革への対応について

愛媛県保健福祉部医療対策課

制度概要

- 令和6年4月から、改正医療法が施行され、**医師の時間外労働の上限規制が導入**されるとともに、一定時間の時間外労働に従事した医師には**面接指導や労働時間短縮のための措置が義務化**されました。
- 特例水準を取得した医療機関のうち、**B水準、連携B水準は2035年度末までの廃止を目標**に、段階的に医師の労働時間の短縮を進める必要があります。

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～）

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A （一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務	
連携B （医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末 を目標に終了		義務	
B （救急医療等）				義務
C-1 （臨床・専門研修）	1,860時間			
C-2 （高度技能の修得研修）				

面接指導

- 月の時間外・休日労働時間が**100時間を超える見込みの医師には面接指導実施医師による面接指導を実施**し、必要に応じて労働時間短縮のための措置を講じる必要あり
- 時間外労働が**月155時間を超える医師は労働時間短縮のための措置が必要**

休息時間の確保

- 特例水準を取得している医療機関では、面接指導に加えて休息時間（勤務間インターバル・代償休息）の確保が必須**（A水準では努力義務）

A水準医療機関における対応について

- 本県では、愛媛大学医学部附属病院及び松山赤十字病院を除き、**ほぼすべての医療機関が特例水準の指定を受けていない「A水準」医療機関**となっています。
- 「A水準となったからこれまでの対応と変わらない」ということではなく、A水準医療機関も含め、**すべての医療機関で面接指導は義務**となっていることに留意する必要があります。

時間外・休日労働時間の上限規制【義務】	面接指導の実施【義務】		追加的健康確保措置（勤務間インターバル・代償休息）【努力義務】
	時間外労働が月100時間を超えると見込まれる場合	時間外労働が月155時間を超えた場合	
A水準の医療機関では、 時間外労働時間の上限が年960時間 となります。	原則、100時間に達する前に面接指導を実施し、就業上の措置を検討する必要があります。	労働時間短縮のために必要な措置を必ず講じる必要があります。	A水準医療機関は義務ではなく努力義務とされています。

必要な面接指導を実施していない場合



医療法第25条第1項に基づく立入検査で指導や改善命令の対象となります

面接指導の実施について

- 全ての医療機関では、時間外労働時間が月100時間を超えると見込まれる医師に対し、**100時間に達する前に面接指導を行い、就業上の措置について検討する必要があります。**
- 月の時間外労働時間が**155時間を超えた医師については、労働時間短縮のための措置を必ず講じる必要があります。**

面接指導の主な注意事項

- **面接指導の対象になる医師を把握しているか。**
 - ✓ 面接指導の対象を特定するため、兼業先も含めた労働時間の把握を適切に行う必要があります。
- **面接指導実施医師を確保しているか。**
 - ✓ 面接指導を実施できる医師は、厚生労働省の講習会を受講した面接指導実施医師のみです。
 - ✓ 医療機関の管理者は面接指導実施医師になれません。
 - ✓ 自院以外に所属する医師であっても面接指導実施医師になることができます。
- **適切な時期に面接指導を実施しているか。**
 - ✓ 原則、時間外・休日労働時間が100時間に達する前に面接指導を行う必要があります。
- **面接指導の結果を踏まえた対応を検討/実施しているか。**
 - ✓ 面接指導の結果を踏まえ、必要な就業上の措置を検討する必要があります。
 - ✓ 時間外労働が月155時間を超えた場合、労働時間短縮のための措置を必ず講じる必要があります。

Point!

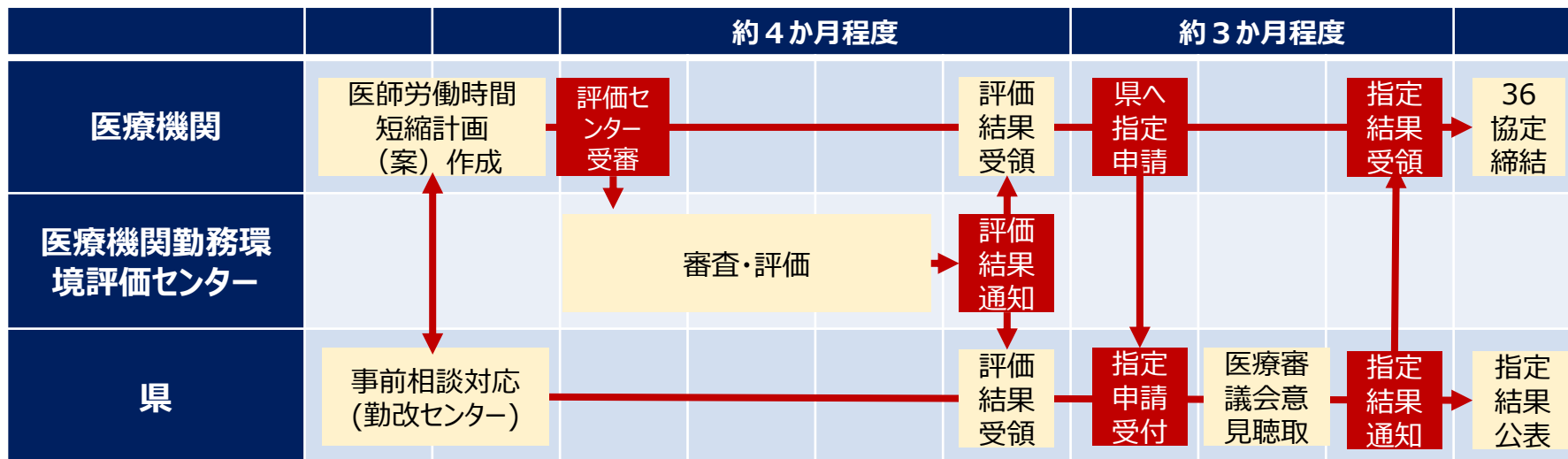
- 自院だけでは1か月100時間に満たない場合も、**副業・兼業先の労働時間を通算して100時間以上となることが見込まれる場合は対象となります。**
- 自院の医師だけでなく、派遣医師にも面接指導の義務が発生しますので、事前に**派遣元医療機関と実施体制について協議する必要があります。**



特定労務管理対象機関の指定手続きについて

- 医師の時間外労働時間が960時間を超えると見込まれる場合、必要に応じて県医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）にご相談いただき、労働時間短縮のための対策を検討してください。
- 年960時間以上の時間外労働が避けられない場合、新たに特定労務管理対象機関の指定を受ける必要があるため、速やかに県又は勤改センターに御相談ください。
- 指定手続きには医療機関勤務環境評価センターの受審期間も含め、**最短でも7か月程度必要かつ、特例水準が適用可能になるのは対象医師との36協定締結後**になりますのでご注意ください。

6年度以降の特定労務管理対象機関指定の流れ



※C-1水準審査については、保健医療対策協議会への意見聴取を行うため、より指定に時間を要する可能性があります。

医師労働時間短縮計画の策定について

- 特定労務管理対象機関及び診療報酬において地域医療体制確保加算を取得する医療機関では、医師労働時間短縮計画を策定し、G-MISで報告することとされています。
- そのほかの医療機関においても、計画的に勤務環境改善を進めていく観点から、計画を策定することが望ましいとされているため、積極的な作成をお願いします。
※県医療勤務環境改善支援センターの支援を受けることでスムーズな作成が可能です。

医師労働時間短縮計画に基づく取組のイメージ

医師労働時間短縮計画の策定

- ・多職種からなる委員会や会議等で検討
- ・労働時間の実績及び短縮目標を設定
- ・労働時間短縮に向けた取組内容を設定

労働時間短縮に向けた取組実施

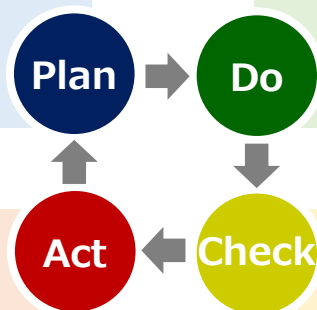
- ・タスク・シフト/シェアの推進
 - ・医師の業務見直し
 - ・ICTなどによる勤務環境の改善 など
- 【勤務環境改善に係る補助金が利用可能】**

時短計画の変更について検討

- ・12月の進捗状況を基に、当年度の実績に関する暫定評価を行い、計画の変更を検討
- ・次年度の6月までに、前年度の実績に関する最終評価を行い、必要に応じて計画を修正

時短計画の進捗状況の確認

- ・4～11月の取組状況について12月頃に確認
- ・確認時までの労働時間をもとに年度内の時間外・休日時間労働の実績を推計
- ・当年度の取組目標の実施状況を確認



勤務間インターバル・代償休息の導入について

- 改正医療法では、A水準医療機関においても勤務間インターバル及び代償休息を確保するよう努めること（努力義務）とされていることを踏まえ、積極的に導入の検討をお願いします。
- 導入に当たっての勤務体系の検討に当たっては、県医療勤務環境改善支援センターから助言を行うことが可能です。

勤務間インターバルのイメージ



通常の日勤
許可のある宿日直

- 24時間以内に9時間の勤務間インターバルが必要
- 許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合、勤務間インターバルとみなされる

許可のない宿日直

- 46時間以内に18時間の勤務間インターバルが必要

代償休息

- 勤務間インターバル中に緊急的な労働に従事した場合、事後的に休息を付与する必要あり

時間外・休日労働時間に関する実態調査結果①

- 令和6年10月に、A水準となっている県内の病院を対象に、時間外・休日時間労働の実態調査を実施した結果を集計しました。

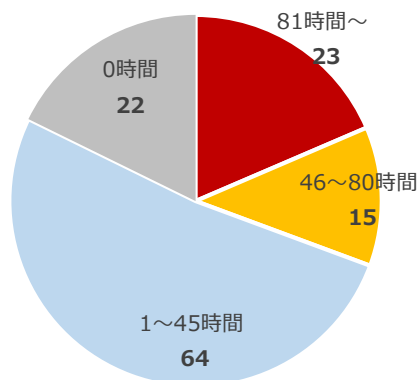
1 調査概要

項目	内容
調査対象	特定労務管理対象機関を除く県内の全病院
調査/回答方法	メール依頼/WEBアンケートフォーム等により回答
調査期間	令和6年10月4日～25日
回答数・回収率	124病院/131病院（93.9%）
調査項目	(1)36協定の締結状況 (2)6年度の時間外・休日労働時間の実績 (3)医師労働時間短縮計画の策定状況 (4)勤務間インターバル・代償休息の導入状況 など

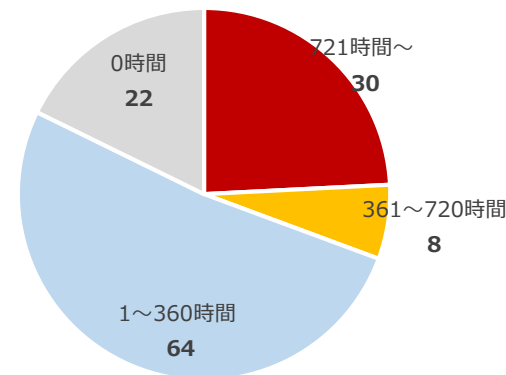
時間外・休日労働時間に関する実態調査結果②

2 調査結果

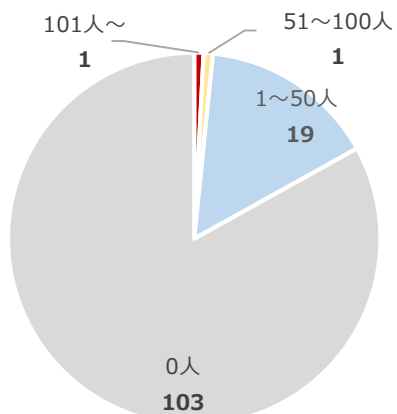
問1 36協定における1月あたりの休日・時間外労働時間の最大値について



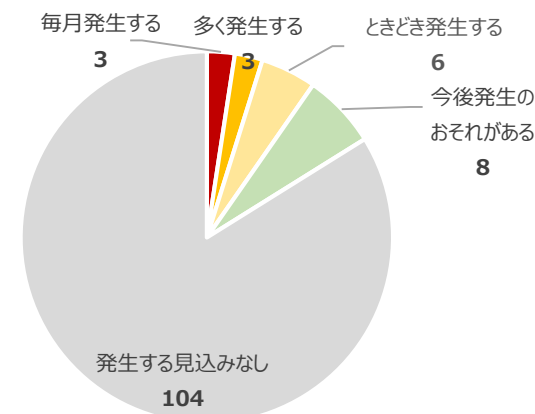
問2 36協定における年間の休日・時間外労働時間の最大値について



問3 36協定において年間の休日・時間外労働時間が720時間を超える医師数



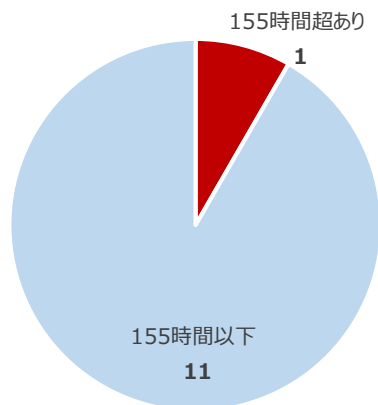
問4 令和6年4月以降に1月あたりの休日・時間外労働が80時間を超える医師の発生状況



時間外・休日労働時間に関する実態調査結果③

2 調査結果

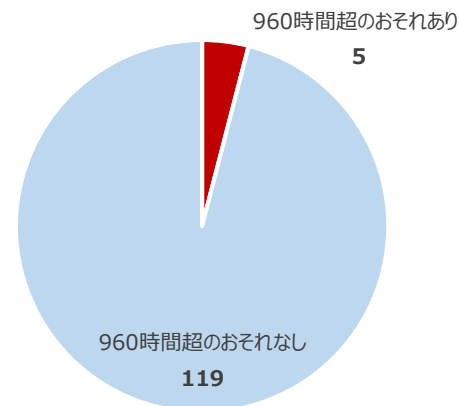
問5 1月あたりの休日・時間外労働時間が80時間以上の医師のうち155時間を超える医師



問5-1 155時間を超える医師に対する労働時間短縮の措置状況

- 医師事務作業補助者の配置を検討

問6 年間の休日・時間外労働時間が960時間を超える医師が生じるおそれ



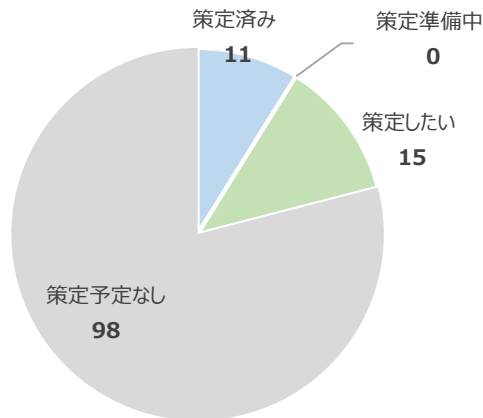
問6-1 960時間を超えるおそれがある医師への対応方針

- 特定労務管理対象機関の指定検討
- 月2/3時点で超過勤務が70時間を超える医師への産業医面談の実施
- 診療科内の時間外労働の平準化
- タスク・シフト/シェア、医師の業務の見直しの推進
- 特定行為研修看護師の増員・業務拡大
- 医師事務作業補助者の増員・業務拡大
- 派遣医師の増員要望

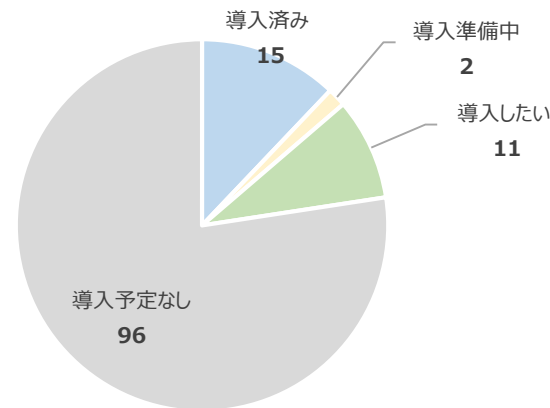
時間外・休日労働時間に関する実態調査結果④

2 調査結果

問7 医師労働時間短縮計画の策定状況



問8 勤務間インターバル・代償休息の導入状況



調査結果のまとめ

- A水準の医療機関のうち、一部の医療機関では年960時間を超える時間外・休日時間労働を行う医師が発生するおそれが生じている。
- 診療報酬で地域医療体制確保加算を取得している医療機関を除き、医師労働時間短縮計画を策定している医療機関は限られるが、検討している医療機関もある。
- 努力義務となっている勤務間インターバルについても、積極的に導入している、導入を検討している医療機関も見られる。

勤務環境改善のための補助制度について

- 愛媛県では、一定の要件を満たす医療機関に対して、勤務環境改善に要する経費全般に対する補助制度を設けています（令和6年度現在）。
- 時短計画に基づく取組全般に対し、経費の全額を補助できる（資産形成経費は1/2）制度となっておりますので、積極的なご活用についてご検討ください。

項目	内容
主な対象医療機関の要件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域医療に特別な役割を有する救急医療機関、周産期医療機関、小児救急医療機関、在宅医療機関、精神科救急医療機関等であること ➢ 年の時間外・休日労働が960時間を超えるおそれがある医師を雇用していること ➢ 医師労働時間短縮計画を策定していること など
補助上限額	➢ 最大使用病床数×133千円
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産形成経費 5/10 ➢ その他経費 10/10
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医師労働時間短縮計画に基づく取組を推進するための事業全般（例） <ul style="list-style-type: none"> ・ICT等整備費用、休憩環境整備費用 ・医師事務作業補助者研修費 ・環境支援アドバイス経費 ・医療専門職支援人材の新規雇用に係る人件費 ・タスク・シェアに伴う医療専門職雇用経費 など

厚生労働省による支援について

- 厚生労働省では、医師の働き方改革への対応を含め、医療機関の勤務環境改善に役立つ情報を掲載したHP「いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）」を立ち上げています。働き方改革の制度解説や、研修等の案内、医療機関の取組事例等を紹介しています。
- 厚生労働省の開催するトップマネジメント研修では、医師の労務マネジメントに関わる方を対象に、制度概要の説明や先進的な取組みを行っている医療機関の紹介などを行っています。

「いきいき働く医療機関サポートWeb」



いきいき働く医療機関サポートWeb

いきサポ

医療機関の勤務環境の改善に役立つ！

いきサポでは、各種情報や医療機関の取組み事例を紹介しています。

医師の働き方改革を学ぶのが初めての方はこちら

イベント開催案内

QRコード

トップマネジメント研修



オンライン開催

参加費無料

医療機関のみなさまへ

トップマネジメント研修のご案内

医師の働き方改革 最新情報と事例

「各医療機関で勤務環境の改善に向けて様々な取組が行われております！」

医療の質、安全の確保や人材確保のために、勤務環境の改善を進めましょう!!

QRコード

愛媛県医療勤務環境改善支援センターについて

- 愛媛県医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）では、医業経営の専門家と医療労務管理の専門家が、勤務環境の改善に向けた支援を行っています。
- 医師の働き方改革への対応に限らず、ハラスメント対策など、医療機関の勤務環境改善全般の相談に対応しておりますので、お気軽にご連絡ください。

センターの主な事業内容

◆ 医療機関からの相談対応

医業経営の専門家や労務管理の専門家が医療機関からの勤務環境改善に係る相談を受け助言等を行います。

◆ 医療機関への訪問支援

専門分野のアドバイザーが、医療機関を訪問し相談に対して助言等を行うほか、各医療機関における勤務環境の現状分析や課題抽出等への支援を行います。

◆ 研修会等の実施

医療法改正の趣旨や勤務環境改善の必要性を啓発する説明会のほか、医療機関における勤務環境改善マネジメントシステムの理解と導入に資する研修会等を実施します。

【相談窓口】

松山市空港通1-8-16 えぞき本社ビル5階
愛媛県医療勤務環境改善支援センター

TEL : 089-993-7831（受付時間：平日9:00～17:00） FAX : 089-993-7832

本日のお願い事項（まとめ）

➤ **医師の労働時間の適切な把握をお願いします。**

労働時間は兼務先での労働時間を通算します。医師派遣を受けている医療機関では、派遣医師の労働時間を適切に把握し、**派遣元医療機関と労働時間の管理方法について確認・共有**をお願いします。

➤ **面接指導の適切な実施をお願いします。**

長時間労働医師（月100時間以上）に対する面接指導は全ての医療機関で義務となります。また、面接指導の実施に当たっては、厚生労働省の講習会を受講した面接指導実施医師を確保する必要があります。

➤ **特定労務管理対象機関の追加指定を検討する場合、お早めにご相談ください。**

年間の時間外労働時間が960時間を超える医師が発生する見込みがあり、**特定労務管理対象機関の指定を検討する場合は、お早めに県又は勤改センターに御相談ください。**

【問合せ先】

愛媛県 医療対策課 医療機関グループ

TEL : 089-912-2447 E-mail : iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

